

対外試合基準の変遷（1946～2001 年）【中学校】

1946 年 6 月 国民学校児童は主として校内大会に止め、対外的試合等への参加は年齢、性別等によって厳選せねばならない。特に初等科の児童が試合参加のために特殊な準備をしたり、遠距離の旅行をすることはなるべく避けた方がよい。

1947 年 5 月 宿泊を要しない程度の地方的なものの範囲に止めることが望ましい。

1948 年 3 月 宿泊を要しない程度の小範囲のものにとどめる。対外試合よりもはるかに重要なものとして校内競技に重点をおく。

1954 年 4 月 対外競技の範囲は、府県大会にとどめる（なるべく宿泊を要しないような計画とする）。宿泊を要しないのでできる隣県およびブロックの大会も開催可能。個人競技では、世界的水準に達しているものおよびその見込みのあるものを、別に定める審議機関の審査を経て、個人として全日本選手権大会や国際競技に参加させることができる。

1961 年 6 月 中学校の対外競技は、都府県（北海道の場合は、支庁の管轄区域内程度とする。以下「県」という。）内で行なうこととするが隣接県にまたがる小範囲の競技会は、当該県の教育委員会（北海道にあっては、北海道教育委員会とする。）の責任において開催される限りさしつかえない。この場合、経費面での負担が増大しないよう配慮するものとする。

1969 年 7 月 中学校の対外運動競技の地域の範囲は、都道府県内を原則とする。ただし、隣接都府県程度の地域における対外運動競技については、関係都府県の教育委員会が適当と認めた場合においてはこの限りでない。なお、この場合における参加の回数は、各競技についてそれぞれ年 1 回程度にとどめるものとする。

1969 年 12 月 中学生を主たる対象として行なう競技については、原則として地域的大会までにとどめて、全国的大会は行なわない（15 歳未満の児童・生徒が参加する地域的大会は年に 1 回。）。

1979 年 4 月 中学校の対外運動競技の行われる地域の範囲は、都道府県内を原則とする。なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技について、それぞれ年一回とする。この場合において、中学校の全国大会は、陸上競技、水泳のように個人の成績で選抜できる種目等を除き、地方ブロック大会において選抜された者が参加して行うものとする。

2001 年 3 月 中学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間一回程度とする。